

奈良県告示第二百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年九月十二日

奈良県知事 山下 真

区 域 の 名 称	区 域	縦 覧 場 所
桜井市笠（〇五五）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
桜井市笠（〇五八）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
桜井市谷（〇一一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
桜井市朝倉台（〇〇七）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。